

28建企第139号
平成28年6月1日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県工務店連合会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県空調衛生設備業協会
(一社)長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

会長様

長崎県土木部長

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と
工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の
兼務に関する取扱いについて(通知)

記

1. 対象

長崎県が発注する建設工事。

2. 経營業務の管理責任者について

(1) 建設業法第26条第3項に該当する場合

経營業務の管理責任者と主任(建設業法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者)技術者の兼務は認めない。

(2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3. 営業所の専任技術者について

(1) 建設業法第26条第3項に該当する場合

営業所の専任技術者と主任(監理)技術者の兼務は認めない。

(2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、営業所の専任技術者と主任技術者の兼務を認める。

営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4．現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等が2及び3に定める要件を満たしているかの確認を行うものとする。

ただし、請負金額が250万円以下の工事は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第51条により、現場代理人等決定（変更）通知書を省略することができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者
事前審査型一般競争入札 （議会議決案件の場合）	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	本契約締結時
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出期限時（期限前に落札決定する場合は、落札決定時）
通常型指名競争入札又は 随意契約	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時

5．入札（見積）参加者への周知

（1）一般競争入札の場合

「競争入札に参加する者に必要な資格」に（注）として、以下のとおり記載すること。

（注） 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

ただし、法第26条第3項に該当せず専任を要しない場合については、次の要件をすべて満たしていれば、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でも当該工事の配置技術者となりうることに留意すること。

経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可

能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約を締結すること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にあること。

(2) 指名競争入札又は随意契約の場合

入札執行通知書又は見積執行通知書に下記の内容を記載する。

建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。

建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることは、次の要件をすべて満たしておかなければならない。

イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。

ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含め連続して3か月以上）にあること。

随意契約の場合は、「入札の執行日」を「見積書の提出日」とすること。

6. その他

(1) 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の資格確認について」（平成16年2月26日付け15監第532号）に規定する3箇月以上の継続雇用要件が適用されること。

(2) 受注者は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を主任技術者として従事させる場合には、事後審査型一般競争入札の場合は事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出時に、通常型指名競争入札又は随意契約の場合は現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。

(3) 契約担任者は、(2)により別記様式1号の提出を受けた場合は、2.(2)又は3.(2)の要件を満たしているかどうかを確認し、別記様式1号により回答すること。

(4) 当初建設業法第26条第3項に該当しない場合であっても、変更契約等により請負金額が増加し該当することとなった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。

(5) 現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、

原則として経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。ただし、請負金額が1,000万円未満の場合で、2.(2)又は3.(2)の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合があること。

- (6) 受注者は、(5)のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に別記様式1号を契約担任者に2部提出し協議すること。
- (7) 契約担任者は、(6)により別記様式1号の提出を受けた場合は、(5)のただし書きを満たしているかどうかを確認し、別記様式1号により回答すること。
- (8) (2)及び(3)並びに(6)及び(7)の規定は、請負金額が250万円以下の工事には適用しないこと。
- (9) 受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報することとなるので、厳に注意すること。また、請負金額が250万円以下の場合は、現場代理人等決定(変更)通知書の提出を省略し、確認を行わないこととしているが、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することが判明した場合には、前記と同様の取り扱いを行うこととなるので、厳に注意すること。

7. 適用日

2及び3は、従来適用している。

2及び3以外は、平成21年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知する工事から適用する。

平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知する工事から適用する。(「請負者」を「受注者」に変更)

8. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095 - 894 - 3027
- ・FAX番号 : 095 - 894 - 3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

参考

「建設業法第26条第2項に該当する場合」とは、下請負金額の総額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は、6,000万円以上)で、工事現場に監理技術者を配置する必要がある場合をいう。

「建設業法第26条第3項に該当する場合」とは、請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)で、工事現場に主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある場合をいう。

(別記様式1号)

兼 務 承 諾 協 議 書

「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」(平成28年6月1日28建企第139号)の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。

なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

兼 務 す る 者 に 関 す る 事 項	
兼務する者の氏名 (該当するものを で囲んでください。)	経營業務の管理責任者 ・ 営業所の専任技術者

兼 務 す る 工 事 に 関 す る 事 項	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負(見込)金額	
兼務するもの(該当 するものをで囲 んでください。)	現 場 代 理 人 ・ 主 任 技 術 者

年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

契約担任者 様

上記について、

(発注機関は、該当する方に をつけること。)

<input type="checkbox"/>	承諾します。
<input type="checkbox"/>	承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

年 月 日

受注者 様

【参考】

経營業務の管理責任者と営業所の専任技術者の法的解釈

1. 建設業法

第7条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ（略）

ロ（略）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ（略）

ロ（略）

ハ（略）

三（略）

四（略）

2. 経營業務の管理責任者

該当条文

建設業法第7条第1号

目的（「建設業法解説 改訂10版」P82参照）

建設業の経営は、他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有している。すなわち、建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない。また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要である。したがって、適正な建設業の経営を行うことを期待するためには、建設業の経營業務についての経験を少なくとも五年以上有する者が、最低一人はいることが必要であると判断され、この要件が定められたものである。

「役員のうち常勤であるもの」の解釈（「建設業法解説 改訂10版」P82～83参照）

いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。許可申請者が法人である場合において、経験業務の管理責任者としての経験を有する者を。常勤の役員に限ったのは、日常の経營業務を具体的に執行している役員が、この要件を満たすものでなければ、建設業の適正な経営が行われることを期待し得ず、単に取締役会にのみ出席するのみであって日常の経營業務を執行する権限を持たない非常勤役員を含めることは妥当でないからである。

3. 営業所の専任技術者

該当条文

建設業法第7条第2号

目的（「建設業法解説 改訂10版」P85参照）

建設工事の適正な施工を図るためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事について、それぞれ専門の技術者（国家資格者又は実務経験者）を有していることが必要であることは自明の理である。更に、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、また、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であるのでそれぞれ専任のものでなければならないこととしたものである。

「専任のもの」の解釈（「建設業法解説 改訂10版」P85参照）

その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければならない。